復興支援活動を行う NPO 等が
活用可能な政府の財政支援について

（平成 29 年度概算要求）

平成 28 年 9 月 30 日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

目　次

【生活支援】

被災者支援総合交付金（被災者支援総合事業）　……　1
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談支援事業）　……　6
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）　……　8
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）…　10
被災者支援総合交付金（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による
コミュニティ復興支援事業）　……　12
復興支援員　……　14
放課後児童健全育成事業　……　16

【まちづくり】

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制整備事業　……　18
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談支援事業）……　（再掲・6）
復興支援員　……　（再掲・14）

【医療・健康相談】

緊急スクールカウンセラー等活用事業　……　20
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）　……　（再掲・8）
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）…　（再掲・10）

【教育・子育て】

緊急スクールカウンセラー等活用事業　……　（再掲・20）
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）…（再掲・10）
被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動
支援事業）　……　22
被災者支援総合交付金（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による
コミュニティ復興支援事業）……（再掲・12）
放課後児童健全育成事業　……　（再掲・16）

【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業 …… 24
荒廃農地等利活用促進交付金 …… 28
多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制整備事業※ ……（再掲・18）
復興支援員 ……（再掲・14）

【環境・山村・漁村等保全】

環境林整備事業 …… 31
絆の森整備事業 …… 34
漁場保全の森づくり事業 …… 37
森林環境保全直接支援事業 …… 40
森林・山村多面的機能発揮対策 …… 43
水産多面的機能発揮対策 …… 47
生物多様性保全推進支援事業 …… 51
地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 …… 53
農業用水保全の森づくり事業 …… 55

【分野横断】

NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業 …… 58

記載事項に関する注意

1　記載内容は、平成29年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。

2　予算額の欄の「29 年度要求額」及び「28 年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。

3　「NPO 等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。

4　「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。

5　「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
環境・山村・漁村等保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災者支援総合事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班</td><td colspan="3">03-6328-0271</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="4">復興庁被災者支援班</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>220 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="4">実施主体（県、市町村、NPO 等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による申請先</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度要求額　220．3億円【復興】
（28年度予算額　220．3億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

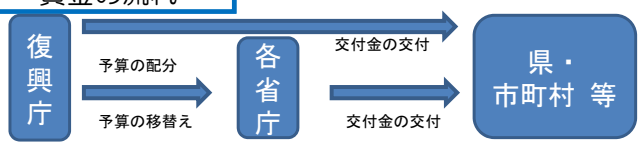

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

住宅・生活再建支援事業
【被災者支援総合事業①】

趣　旨

○ 復興の進展に伴い、仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進捗しつつある自治体において、ひとり暮らし高齢者等、自身では住宅・生活再建の見通しが立たない方々への相談支援が、住宅移転を円滑に進めていく上で、自治体が直面する新たな課題となっている。

○ また、被災地において、やむを得ない理由により、避難所や仮設住宅での避難生活ではなく、半壊等の被害を受けた自宅で、様々な住宅・生活課題を抱えながら、暮らしを続ける被災者が相当数にのぼると見込まれる。

○ こうした方々への重点的な相談支援のため、各自治体において、仮設住宅入居者の日常生活を支える既存の見守り体制とは別に、専門家の協力も得つつ、生活再建のための相談支援体制の整備を図る。

事業の概要

①「生活再建相談員」の訪問による相談支援、再建計画づくり支援、転居先確保関係の手続の同行支援

②仮設団地での出張相談、法律・住宅・福祉等の専門家による相談支援

③民間賃貸住宅の情報提供、相談センターの設置

④生活再建相談員の資質向上のための研修会等の実施

個別訪問や出張相談による相談支援
（生活再建相談員　＋　法律・住宅・福祉等の専門家）

民間賃貸物件に関する情報提供
（相談センター）

住まいや生活再建の見通しが立たない仮設住宅入居者等

→ 再建計画の策定 →

○新たな住まいの確保
○転居手続の支援

○福祉サービス利用の援助
○生活再建のサポート

コミュニティ形成支援事業
【被災者支援総合事業②】

趣　　旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

○併せて、各自治体において、仮設住宅の集約化を図るに当たり、入居者の移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるため、支援を行っていくことが必要。

事業の概要

①仮設住宅や、災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。

②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材（コミュニティ支援員）を配置。

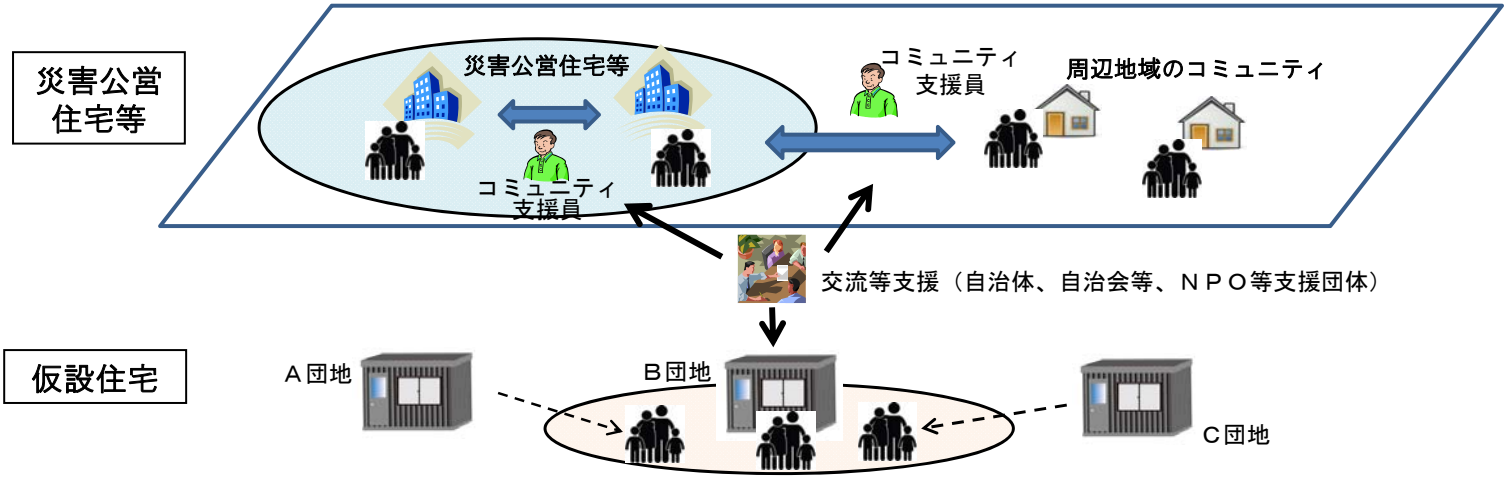

「心の復興」事業
【被災者支援総合事業③】

趣　　旨

○　仮設住宅での避難生活の長期化とともに、災害公営住宅への移転の進捗に伴う新たなコミュニティづくりが重要課題となっている中で、被災者が参画し、自ら活動する機会の創出を通じて、閉じこもりがちな高齢者等が、人と人とのつながりや、生きがいを持つことを支援する取組の重要性が増している。

○　このため、上記のような取組が、被災自治体で広く実施され、各地域に根付くよう支援を図っていくことが必要。

事業の概要

被災自治体において、各地域の支援団体等と連携の下で、被災者が参画する以下のような取組を実施。

1. 農業

①　避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。

2. 水産業

①　避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海にでる機会を創る。

②　震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供。

3. 伝統文化の継承活動・まちづくり等

①　伝統芸能の継承のための活動を実施。

②　まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。

4. ものづくり等

①　被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。

②　中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。

5. 子どもの健全育成、世代間交流等

①　家族ロボット教室を実施し、子どもと大人がモノをつくる楽しさを体感するとともに、世代を超えた交流の機会にする。

6. 震災の記憶の風化防止、若者主体の地域活性化の取組等

①　被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。

②　被災地の若者が中核となって、地域の将来を見据えた地域活性化イベントを実施。

被災者生活支援事業
【被災者支援総合事業④】

趣　　旨

○ 長期化する仮設住宅での避難生活において、一人暮らし高齢者等が、買い物や通院など、日常生活上の不便を強いられるケースが生じており、また、自宅再建を果たした被災者の仮設住宅退去が進み、自治会機能が低下し、仮設住宅における生活環境の維持が懸念されている。

○ 多くの自治体において、これまで、これらの課題に対応するため、緊急雇用（震災等対応雇用支援事業）の枠組みを活用した支援を実施してきたところであるが、同事業は27年度限りで終了となるところ。

○ こうした状況を踏まえ、仮設住宅等での被災者の日常生活支援を実施する。

事業の概要

仮設住宅等に「被災者生活支援員」を配置し、以下のような支援を実施。

①仮設住宅等で、日常生活上の困り事（通院、買い物、食事など）を抱える被災者の支援を行う

②仮設住宅の入居者からの生活・住宅環境に関する相談への対応等を行う　　等

被災者生活支援員による活動（例）

＜支援例①＞

高齢者等を対象とした移動支援、配食サービス等

＜支援例②＞

仮設住宅入居者の要望への対応、自治会活動の支援、ボランティア受入れ調整、広報文書・支援物資の整理・配布 等

被災者支援コーディネート事業
【被災者支援総合事業⑤】

趣　　旨

○ 仮設住宅での避難生活の長期化や、災害公営住宅への移転の進捗により、移転後のコミュニティ形成の支援が新たな課題となるなど、各地域において、様々な被災者支援の課題に直面する中で、それぞれの地域の実情に対応した効果的・効率的な支援活動の実施が必要。

○ このため、各県コーディネーターが、地域のニーズ・課題の整理等を行った上で、新たな活動主体の参画促進、県内自治体と企業・NPO等とをつなぐなど、県内各地域における被災者支援活動の実施を支援。

○ また、各自治体において、効果的な支援活動を実施するためには、多様な支援者間の密接な連携体制の確保が必要。

事業の概要

1. コーディネーターの配置及び人材確保

コーディネーターが、各地域において、以下の調整業務等を実施。

①被災者支援に関連して、新たな活動主体の参画や支援者間（相談員、復興支援員、NPO、ボランティア等）の連携強化

②自治体における被災者支援活動に係る人材確保

【実施イメージ】

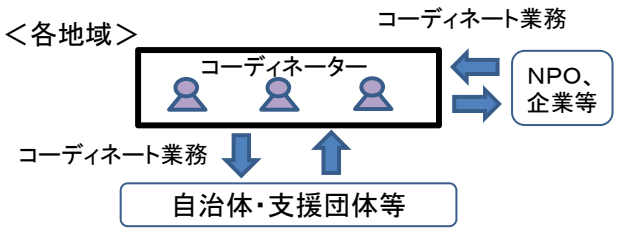

2. 被災者支援調整会議の開催等

被災者支援の関係者による「被災者支援調整会議」の開催等を通じて、地域における支援者間での課題の共有、活動内容の調整等を行い、被災者支援ネットワークを構築する。

県外避難者支援事業
【被災者支援総合事業⑥】

趣　　旨

○　避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供の取組は、引き続き重要な課題。

○　特に、平成27年度で復興庁の「県外自主避難者等への情報支援事業」が終了することに加え、福島県では、平成29年3月で自主避難者に対する仮設住宅の提供を終了する方針を公表しており、これらを踏まえ、自主避難者の帰還・生活再建を円滑に進めるため、県外避難者への相談支援・情報提供の取組について、重点的な支援を図る。

事業の概要

①県外避難者への相談支援を行うNPO等支援団体の活動支援

②県外避難者の避難元自治体の現状の理解促進や、帰還後のネットワーク形成を支援するための交流・相談会の開催

③県外避難者の帰還・生活再建に係る情報提供、説明会の開催

避難先（県外）

NPO等支援団体 → 県外避難者

①日常的な相談支援活動の実施

②避難元自治体の現状の理解促進を図るための 交流・相談会の開催（帰還者モニターの参画）

③帰還や生活再建に係る説明会の開催

避難元

NPO等支援団体 → 県外避難者

県外避難者の帰還後のネットワーク形成を支援するための交流・相談会の開催（県外避難者モニターの参画）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災者見守り・相談支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（社会・援護局地域福祉課）</td><td colspan="3">03-5545-7481
（03-5253-1111(内 2859)）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>220 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">岩手県、宮城県、福島県</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県又は市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇まちづくり
〇生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度要求額　２２０．３億円【復興】
（28年度予算額　２２０．３億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

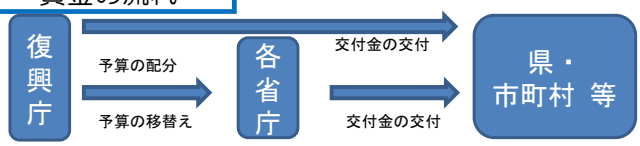

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成29年度概算要求額：２２０億円の内数
（平成28年度予算：２２０億円の内数）

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

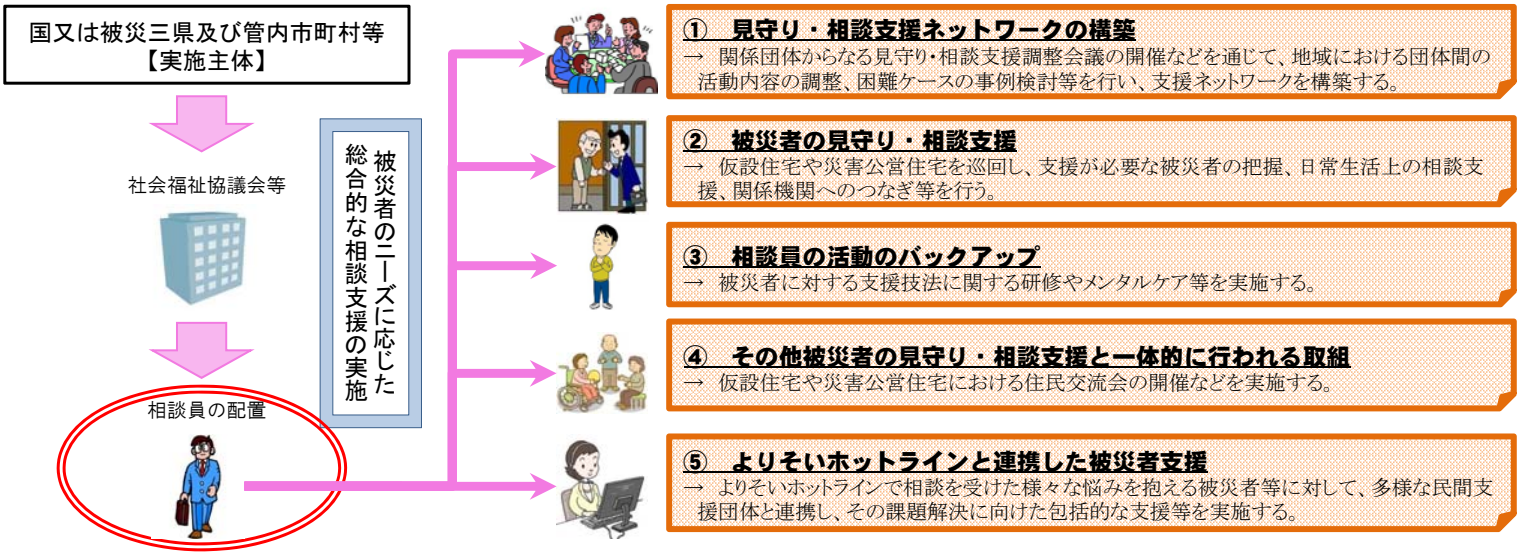

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（仮設住宅サポート拠点運営事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（老健局振興課）</td><td colspan="2">03-5545-7481
（03-3595-2889）</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="4">被災地の復興支援を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>220 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="4">被災地
※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による申請先</td><td colspan="4">県または市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇医療・健康相談
〇生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

２９年度要求額　２２０．３億円【復興】
（２８年度予算額　２２０．３億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

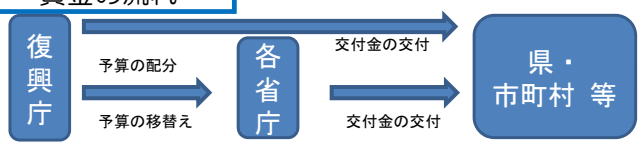

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

介護等のサポート拠点の運営等

復興庁所管「被災者支援総合交付金」２２０億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

○ **実施主体**　：　岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等

○ **事業内容**

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

（取組例）総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援など

※　事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者健康・生活支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

【参考】

◆ **介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業（震災対応分））　→　平成27年度末をもって終了予定**

※　基金での予算措置状況　平成23年度1次補正予算額　70億円　平成23年度3次補正予算額　90億円
平成25年度当初予算額　23億円　平成26年度当初予算額　15億円
平成27年度当初予算額　18億円

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（雇用均等・児童家庭局総務課）</td><td colspan="3">03-5545-7481
（03-5253-1111(内 7830／7824)）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>220 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">県又は市町村
※各事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県又は市町村
※各事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇医療・健康相談
〇生活支援
〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。
（１）子ども健やか訪問事業
（２）仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
（３）遊具の設置や子育てイベントの開催
（４）親を亡くした子ども等への相談・援助事業</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度要求額　２２０．３億円【復興】
（28年度予算額　２２０．３億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

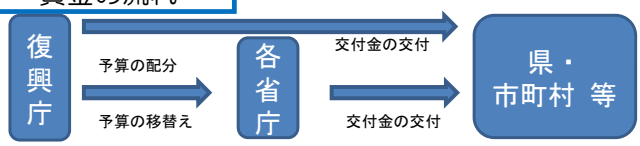

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

（復興庁所管・被災者支援総合交付金）

29年度概算要求額：220億円の内数（28年度：220億円の内数）

概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等を被災者支援総合交付金において実施。

対象事業

（１）子ども健やか訪問事業
仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（２）仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

（３）遊具の設置や子育てイベントの開催
児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（４）親を亡くした子ども等への相談・援助事業
専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（５）児童福祉施設等給食安心対策事業
児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

（６）保育料等減免事業
東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。
なお、28年度から新たに小規模保育事業等の利用者負担額を減免対象に加える。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
(生涯学習政策局社会教育課)</td><td colspan="2">03-5545-7370
（03-5253-4111(内 3286)）</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="4">県又は市町村の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>8</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="4">被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）で仮設住宅がある地方公共団体等</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による申請先</td><td colspan="4">県または市町村等</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇生活支援
〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">H29 概算要求から被災者支援総合交付金に統合・メニュー化して計上</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度要求額　220．3億円【復興】
（28年度予算額　220．3億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

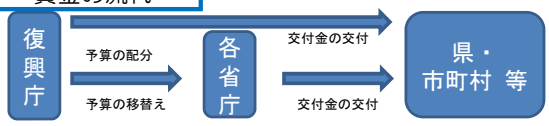

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算額　795百万円）
平成29年度要求額　被災者支援総合交付金　220億円の内数

震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

現状と課題
・東日本大震災から5年が経過
・これまで様々な学習支援等を展開してきたが、未だ仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、学習環境が好転していないところがある

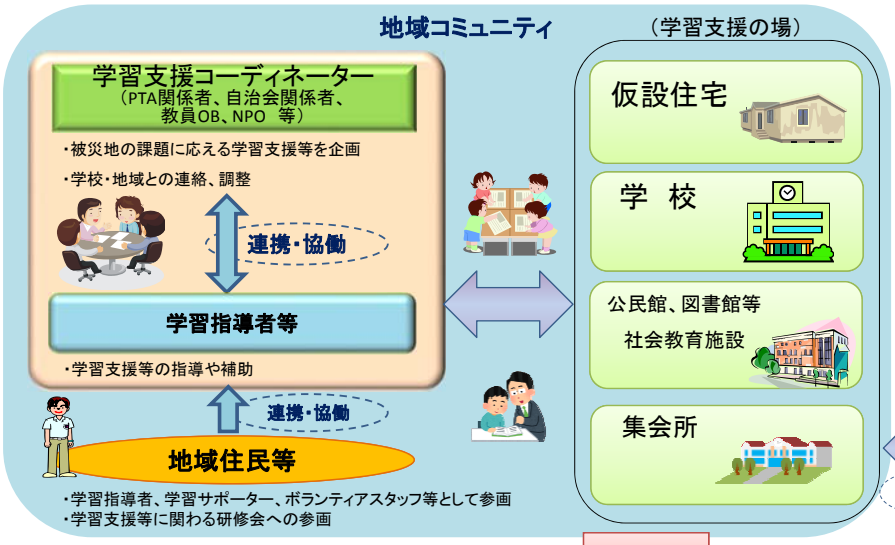

放課後や週末等の児童・生徒の学習支援等
【支援対象となる学習活動の例】

・宿題の補助、テスト対策等を含む教科指導等の実施
・ICT等を活用した無償の学習塾の実施
・地域の特色を取り入れた学習活動やスポーツ活動等を展開も可能
・地域住民の学習指導者等だけではなく、NPO団体や大学等と連携しながら学習活動を行うことも可能
・学校再開等に伴う新たな学習支援活動の確立

検証

評価・検証委員会
・仮設住宅がある地方公共団体等に設置
【内容】
・被災地における課題解決に向けての、「被災者支援に関する目標」や「成果指標」を作成
・事業後に「被災者支援に関する目標」及び「成果指標」の達成状況について分析・評価を実施

検証

子供たちの学習環境が好転

・子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体が活性化

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="6">復興支援員</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="6">総務省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="3">地域力創造グループ
地域自立応援課</td><td colspan="3">03-5253-5394</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="6">〇岩手県地域振興室（019-629-5194）
〇宮城県地域復興支援課（022-211-2424）
〇福島県企画調整部地域振興課（024-521-7114/7118）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td>28 年度
予算額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="6">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="6">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇まちづくり
〇雇用支援・産業支援
〇生活支援</td><td colspan="2">事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="6">被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。（復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者に委託する場合の委託費についいても財政措置の対象とするものであるが、NPO 等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。）</td></tr>
</table>

平成27年度 「復興支援員」取り組み状況

団体名	人数	活動内容等
岩手県（県事業）	35名	被災地の観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県大船渡市	85名	仮設住宅団地管理等の行政事務サポート、コミュニティ活動支援に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	13名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
岩手県大槌町	62名	応急仮設住宅住民の見守り支援、団地内コミュニティの活性化活動に従事。
岩手県山田町	2名	観光の復興、交流人口拡大、コミュニティの維持活動に従事。
岩手県岩泉町	15名	被災コミュニティの支え合いの場の構築や観光コンテンツの整備等に従事。
岩手県田野畑村	1名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
岩手県野田村	11名	新たなコミュニティ形成のためのサロン活動の実施・拡充等に従事。
宮城県（県事業）	65名	地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県石巻市	5名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
宮城県気仙沼市	25名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	4名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	8名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県（県事業）	69名	被災者の生活支援等に従事。
福島県相馬市	3名	観光イベントを中心とした地域おこし活動に従事。
福島県田村市	12名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県伊達市	2名	観光施設の企画立案業務に従事
福島県富岡町	10名	県外避難者の支援、交流イベントの開催等に従事
福島県川内村	3名	新たに開設した商業施設の開設準備、販路拡大の支援等に従事
福島県大熊町	19名	県外避難者の支援、町民主体の地域コミュニティの運営支援等に従事
福島県双葉町	9名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	28名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	3名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

25団体（3県22市町村）492名（平成27年度復興特交算定ベース）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">放課後児童健全育成事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">内閣府
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">子ども・子育て本部
（雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室）</td><td colspan="3">03-5253-2111(内 38353)
03-5253-1111(内 7909)</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各市町村の放課後児童クラブ担当部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>982 の内数
＋事項要求</td><td>28 年度
予算額</td><td>982 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">全国</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇生活支援
〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。</td></tr>
</table>

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉）

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（クラブ数及び児童数は平成27年5月現在）

○クラブ数　22，608か所
（参考：全国の小学校20,113校）
○登録児童数　1，024，635人
○利用できなかった児童数（待機児童数）　16，941人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数　2,454か所〕

【今後の展開】

○「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成30年度末までの達成を目指し（計画の前倒し）、放課後児童クラブの整備などによる受入児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

【事業に対する国庫補助の内容】

○運営費等
〔原則、平日（200日：3時間以上開所）と土日、長期休暇等（50日以上：8時間以上開所）を合わせた年間250日以上開所するクラブに補助。〕
・支援の単位の児童数が40人の場合（基準額：374.4万円〔総事業費748.8万円〕）
・学校の余裕教室等を改修する場合（基準額：1,200万円）・備品購入のみの場合（基準額：100万円）

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策】
放課後子ども環境整備事業の充実
・一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進（上記改修費及び備品購入に100万円上乗せ）
・幼稚園・認定こども園等の活用の促進（基準額：500万円）
放課後児童クラブ運営支援事業（建物賃借料（基準額：305.2万円）、移転関連費用（基準額：250万円）、土地借料（基準額：610万円））、放課後児童クラブ送迎支援事業（基準額：45.4万円）

【質の向上（※全額消費税財源を活用）】
放課後児童支援員等処遇改善等事業（基準額：処遇改善158.1万円、常勤職員の配置に係る追加費用293.2円）、障害児受入強化推進事業（基準額：174.8万円）、小規模放課後児童クラブ支援事業（基準額：54.4万円）

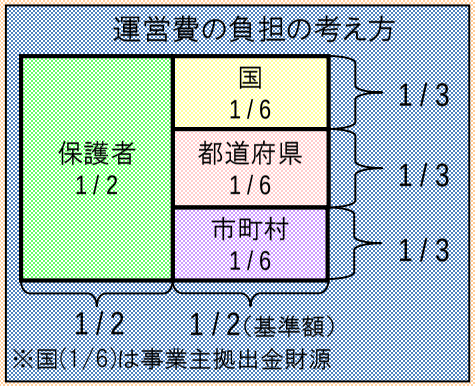

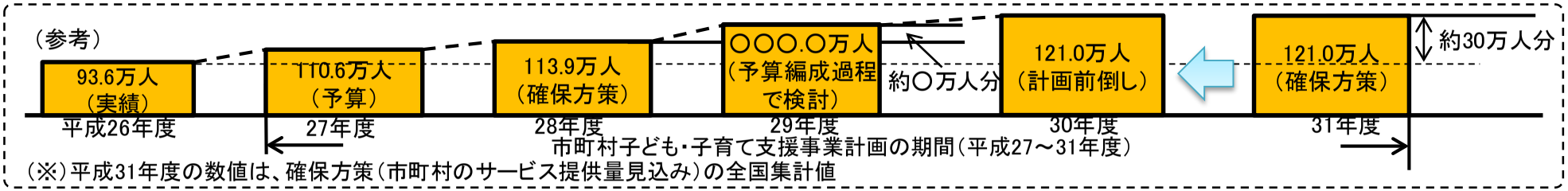

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制整備事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">国土交通省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">国土政策局地方振興課</td><td colspan="3">03-5253-8404</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>0.2</td><td>28 年度
予算額</td><td>0.2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="4">NPO、民間企業、地域金融機関等から構成される中間支援体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による申請先</td><td colspan="4">国土交通省</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇まちづくり
〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">地方中小都市を中心とした地方部の地域活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等の地域づくり活動を生み育てるための多様な主体が連携した支援体制の構築を支援する。</td></tr>
</table>

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制整備事業

国土交通省

背景・目的

地域の発意を活かし、魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済の好循環を図ることが重要であるが、他方で地方部では人口減少により担い手不足という問題を抱えている。地域の活性化や課題解決にはNPO、ソーシャルビジネス等の育成や新たな担い手の活用を図っていくことが重要である。

そこで、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的として、多様な主体による事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）等を生み育てる仕組みの構築等を支援する。

実施内容

地域づくり活動の持続的な活動モデルとして、民間主導のソーシャル・ビジネス等の新たな地域の担い手・雇用づくりに組織的に取り組む中間支援活動を支援。

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制整備事業

国 → 補助

地域の多様な主体

- 地方公共団体
- NPO
- 地域づくり活動支援体制
- 地域金融機関
- 地元民間企業

連携により継続的に多様な地域づくり活動を支援

中間支援

- ・プランニング
- ・マーケティング
- ・ファンディング
- ・マッチング

デザイナーの派遣

ハンズオン支援

※地域づくり活動に対する中間支援活動に係わる経費を補助

地域づくり活動

- 里山体験ツアーの開発・実施
- コミュニティカフェの開設・経営
- 特産品の開発・販路拡大

など

地域づくり活動支援体制が多様な団体に中間支援を行うことで次年度以降も継続的な地域ビジネスの創出がなされる

効　果

地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出されるとともに、人口減少下の新たな担い手の活用が進み、地域の活性化・課題解決が図られる。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">緊急スクールカウンセラー等活用事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
（初等中等教育局児童生徒課）</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-6734-3299）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">文部科学省初等中等教育局児童生徒課（03-6734-3299）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>27</td><td>28 年度
予算額</td><td>27</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">当該事業の補助を受ける自治体</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇医療・健康相談
〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連絡調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。（NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。）</td></tr>
</table>

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成29年度概算要求額　27億円（平成28年度予算額　27億円）
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。

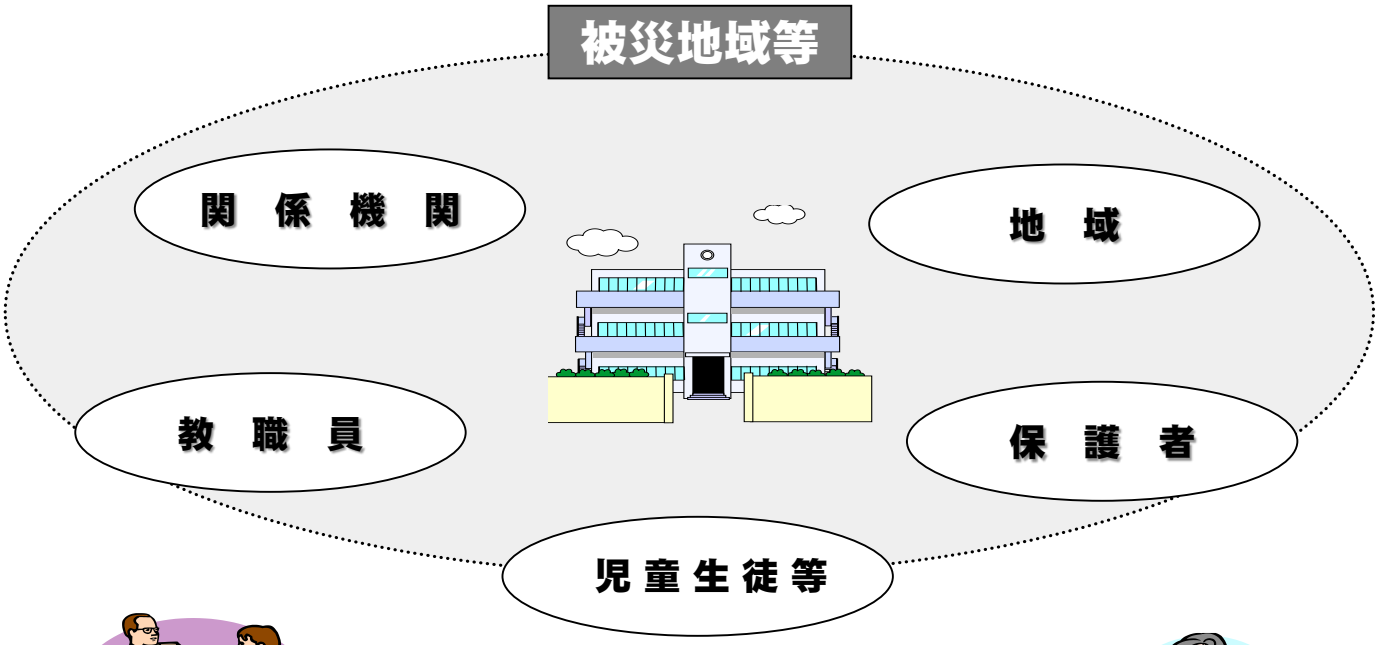

心のケア・助言・援助等
及び
新たな課題への対応

・スクールカウンセラーの活用
　臨床心理士、精神科医　等
・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
　相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者　等
・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（生涯学習政策局青少年教育課）</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-6734-2056）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">福島県教育庁社会教育課（024-522-3090）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>220 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>220 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">福島県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度要求額　２２０．３億円【復興】
（28年度予算額　２２０．３億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な内容＞

① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。

② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。

③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。

④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。

⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・避難者・被災者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ

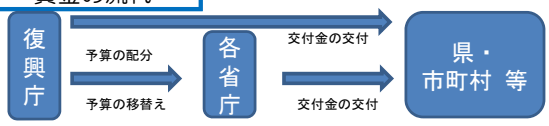

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

（前年度予算額：220億円の内数）
29年度予算額：220億円の内数
（東日本大震災復興特別会計）

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

（1）対象者　福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）

（2）実施主体　福島県（教育委員会）

（3）対象事業　福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
- ○自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）
- ○福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動

（4）補助対象経費　宿泊費、交通費、活動費

※平成27年度実績　【小・中学校】　523校（27，615人）うち県外活動2校（50人）
【幼稚園・保育所】　505園・所（55，734人）うち県外活動166園・所（22，517人）
【社会教育関係団体】　11団体（289人）

※平成27年度から「被災者健康・生活支援総合交付金」の取組の一つとして実施。

子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、（中略）**自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**（中略）その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平成24年6月27日法律第48号）
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

Ⅲ　被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

（中略）**福島県の子どもの自然体験活動への支援**（中略）など、被災者の抱える様々な課題に**きめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む**。

（平成27年8月25日）
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子供に対する支援の強化
（主な課題（抜粋））
①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

（主要な対応する施策）
・（中略）**「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施**。

（平成25年12月13日）
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

Ⅰ 2（5）被災者支援総合交付金の予算確保等

（前略）各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し一貫した支援を行うことで（中略）被災者の自立に向けた支援を行う必要があることから、**平成28年度に創設された被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること**。

（平成28年6月9日）
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">原子力災害対応雇用支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
(職業安定局雇用開発部地域雇用対策室)</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-3593-2580）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">福島県雇用労政課（024-521-7290）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>18</td><td>28 年度
予算額</td><td>42</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">実施地域：福島県全域
対 象 者：福島県被災求職者</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">福島県又は県内各市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 29 年度末まで
※ただし、一部の事業については平成 30 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">原子力災害の影響を受けた被災者等の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、民間企業・NPO 等への委託により雇用を創出する。</td></tr>
</table>

原子力災害対応雇用支援事業（継続）

平成29年度要求額 **18.7億円**
（平成28年度予算額 **42.4億円**）

趣　旨

○ 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として9万人以上の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
○ 平成29年度以降も、避難指示の解除が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、避難解除等区域における事業所の地元再開率は20.3%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
○ こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容
○事業実施期間：平成29年度末まで
（ただし、平成29年度までに開始した基金事業については平成30年度末まで）
○実施地域：福島県全域
○対象者：福島県被災求職者
①福島県に所在する事業所に雇用されていた者
②福島県に居住していた者
のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業又は原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

◆ 事業概要
○ 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件
○ 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等（他の事業で措置できない事業に限る）を対象とする。
○ 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
○ 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。
○ 雇用期間は1年以内（複数回更新可）

≪事業スキーム≫

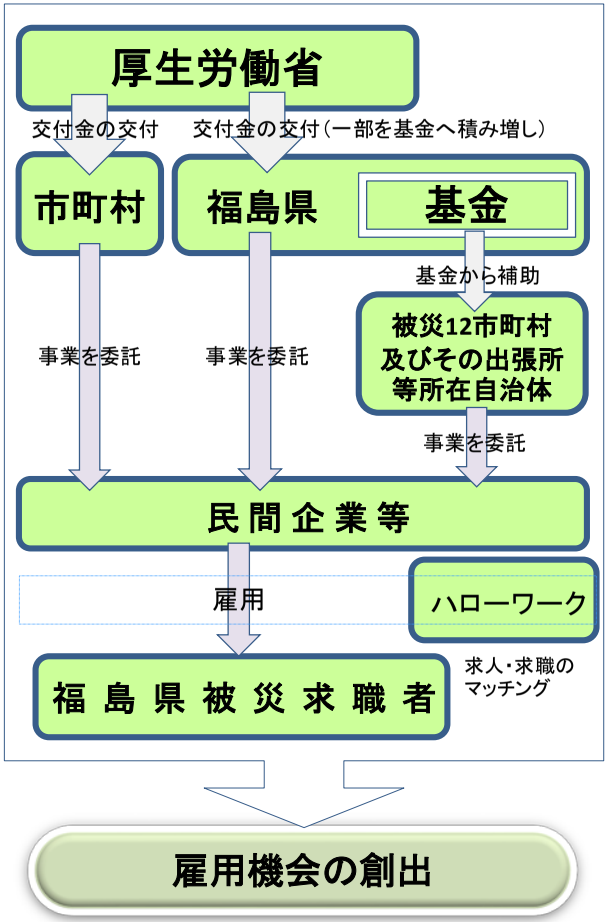

原子力災害対応雇用支援事業（継続）

平成 29 年度要求額　1,870,736（4,244,783）千円
東日本大震災復興特別会計要求書　３頁

１　趣旨・目的

（１）現状

長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として平成 28 年 5 月末現在で 90,864 人が県内外に避難する状況が続いている。平成 28 年 7 月に避難指示が解除された南相馬市小高地区（区域内人口 11,186 人）等に続き、平成 29 年度以降も、避難指示の解除が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想される。

（２）事業目的を踏まえた分析

避難指示等の対象である 12 市町村の被災事業者のうち、43%は地元での事業再開の意向を有しているものの、避難解除等区域における事業所の事業再開率は 20.3%（平成 28 年 2 月 20 日現在）と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、自治体が民間企業等への委託によって福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を提供し、生活の安定を図ることが必要である。

（３）外部からの指摘等

避難者の帰還後の生活の再構築へ向けた支援策の充実については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 27 年６月 12 日閣議決定）及び「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年３月 11 日閣議決定）に盛り込まれている。

２　事業の内容

福島県の緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増しを行い、原子力災害被災市町村等（避難指示区域となった 12 市町村及び当該市町村の出張所等が所在する市町村）において民間企業等への委託により福島県被災求職者の雇用を創出する。

福島県及び同県内の原子力災害被災市町村等以外の市町村に対し資金を交付し、民間企業等への委託により福島県被災求職者の雇用を創出する。

（１）事業のスキーム

ア　県は、基金を財源に原子力災害被災市町村等の要請を受け、一定の要件を満たす事業を民間企業、ＮＰＯ等に委託して実施（基金事業）。

イ　県は、一定の要件を満たす事業を行う原子力災害被災市町村等が、民間企業、ＮＰＯ等に委託して実施する場合、基金を財源にその費用を補助（基金事業）。

ウ　国は、一定の要件を満たす事業を行う県及び原子力災害被災市町村等以外の市町村が、民間企業、ＮＰＯ等に委託して実施する場合、事業に必要な資金を交付（交付金事業）。

（２）対象事業の要件

ア　福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等（他の事業で措置できない事業に限る）に限定する。

イ　次の安定雇用への円滑な移行に繋がる人材育成を併せて実施する。

ウ　事業費に占める新規に雇用される福島県被災求職者の人件費割合は１／２以上とする。

エ　雇用期間は１年以内（複数回更新可）とする。

（３）対象地域

福島県全域

（４）事業実施期間

平成 29 年度末まで（ただし、平成 29 年度までに開始した基金事業については平成 30 年度末まで）

３　科目内訳

東日本大震災復興特別会計

（項）社会保障等復興政策費

（事項）高年齢者就業機会確保事業等に必要な経費

（目）緊急雇用創出事業臨時特例交付金　1,870,736（4,244,783）千円

（うち基金事業の額　315,018（1,959,190）千円
うち交付金事業の額　1,555,718（2,285,593）千円）

４　交付先

（基金事業）

国　→　県（県の申請に基づき交付）　→　（事業実施市町村へ補助）

（交付金事業）

国　→　県、市町村（県、市町村の申請に基づき交付）

※市町村への交付事務の一部は、告示に基づき国から県に事務委任。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">荒廃農地等利活用促進交付金</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">農村振興局地域振興課日本型直接支払室</td><td colspan="3">03-6744-2665</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">都道府県・市町村</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>29 年度要求額</td><td>3.8 の内数</td><td>28 年度予算額</td><td>2.3 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災農業者又は農業者等の組織する団体等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 33 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">避難先等において荒廃農地を再生等し作物生産を再開する被災農業者又は農業者等の組織する団体等（NPO 法人を含む）の取組を支援。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">※28 年度は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で実施。</td></tr>
</table>

50　荒廃農地等利活用促進交付金

【３８１（２３１）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

＜背景／課題＞

・　我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図って行くことが重要です。

・　このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

〇平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

＜主な内容＞

１．荒廃農地の再生利用活動への支援

１号遊休農地（荒廃農地〈Ａ分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

２．荒廃農地の発生防止活動への支援

２号遊休農地※2から１号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※１　「１号遊休農地（荒廃農地〈Ａ分類〉）」とは、農地法第32条第1項第１号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてＡ分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈Ｂ分類〉がある。）。

※２　「２号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

３．施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用及び発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

４．附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（補助率：定額（再生作業５万円／１０ａ等）、１／２以内等
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等）

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課　（０３－６７４４－２０８１）］

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算要求額：３８１（２３１）百万円】

○　農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対 象 者】

○　「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。

※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

○　農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

１号遊休農地（荒廃農地〈Ａ分類〉）

・　農地法第３２条第１項第１号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてＡ分類に区分された農地）。

２号遊休農地

・　農地法第３２条第１項第２号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

【交付金の流れ】

国 → 都道府県 → 市町村 →

交付対象者
- 農　業　者
- 農業者組織
- 農地中間管理機構
- 参入法人　等

※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【主な支援内容】

１号遊休農地（荒廃農地〈Ａ分類〉）への支援

再生利用活動

・　再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。

施設等の整備

・　再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。

２号遊休農地への支援

発生防止活動

・　整地等の低コスト整備。

施設等の整備

・　１号遊休農地の支援と同じ。

連携事業

・　荒廃農地等を利用した放牧事業（※1）と連携して牧柵等を整備。

・　２号遊休農地を対象とした果樹の改植事業（※2）と連携し果樹棚等を整備。

※１「地域づくり放牧事業」（生産局所管）
※２「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

・附帯事業への支援　都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

○　総事業費が200万円/件未満。
○　再生された農地において５年間以上耕作されること。
○　補助率：定額（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等）
　　１／２以内等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">環境林整備事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>29 年度要求額</td><td>38</td><td>28 年度予算額</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する（ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く）。</td></tr>
</table>

森林整備事業（公共）

【１４４，３４３（１２０，２８６）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐や主伐後の再造林、路網の整備等を推進**するとともに、**鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要**があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成２年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの８年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

１．施業の集約化を図り、**間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進**します。その際、**鳥獣害防止施設の設置・改良**や、**伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化**を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業　３８，２５２（２３，８２０）百万円
林業専用道整備対策　１３，６５６（１０，７３１）百万円
国費率：10／10、１／２、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

２．奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐や針広混交林への誘導などを推進**します。

環境林整備事業　３，８００（　２，６４３）百万円
水源林造成事業　２７，０３７（２４，８４５）百万円
国費率：10／10、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３（直））

平成29年度森林整備事業 予算概算要求について

概算要求額：1,443億円（1,203億円）

森林吸収量の確保

○ 第2約束期間における森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す
○ 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%（13年度比）と位置付け。

「地球温暖化対策計画」
（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野な横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016 」
（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

○ 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
○ 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016
（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016 」
（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

○ 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地であって、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティーネット対策を実施。

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">絆の森整備事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>29 年度要求額</td><td>1,280 の内数</td><td>28 年度予算額</td><td>1,067 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。</td></tr>
</table>

農山漁村地域整備交付金（公共）
【１２７，９８０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

（国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等）

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">漁場保全の森づくり事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>29 年度要求額</td><td>1,280 の内数</td><td>28 年度予算額</td><td>1,067 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。</td></tr>
</table>

農山漁村地域整備交付金（公共）
【１２７，９８０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

（国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等）

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">森林環境保全直接支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>409</td><td>28 年度
予算額</td><td>264</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援。</td></tr>
</table>

森林整備事業（公共）

【１４４，３４３（１２０，２８６）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐や主伐後の再造林、路網の整備等を推進**するとともに、**鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要**があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成２年度比）の確保に向けた間伐の実施
（平成25年度から平成32年度までの８年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

１．施業の集約化を図り、**間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進**します。その際、**鳥獣害防止施設の設置・改良**や、**伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化**を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業　３８，２５２（２３，８２０）百万円
林業専用道整備対策　１３，６５６（１０，７３１）百万円
国費率：10／10、１／２、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

２．奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐や針広混交林への誘導などを推進**します。

環境林整備事業　３，８００（　２，６４３）百万円
水源林造成事業　２７，０３７（２４，８４５）百万円
国費率：10／10、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３（直））

平成29年度森林整備事業 予算概算要求について

概算要求額：1,443億円（1,203億円）

森林吸収量の確保

○ 第2約束期間における森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す
○ 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%（13年度比）と位置付け。

「地球温暖化対策計画」
（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野な横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016 」
（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

○ 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
○ 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016
（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016 」
（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

○ 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地であって、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティーネット対策を実施。

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">森林・山村多面的機能発揮対策</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁森林利用課</td><td colspan="3">03-3502-0048</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">都道府県ごとに設置される地域協議会</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>23 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>25 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">森林所有者、地域住民、自治会等で組織する活動組織</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県ごとに設置される地域協議会</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 28 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。</td></tr>
</table>

森林・山村多面的機能発揮対策
【２，３００，０００（２，４６２，１０５）千円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少**し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。
・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

○平成33年度までに、自立的に森林整備等の活動を行う団体を2，600団体に増やす。
○平成33年度までに、各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする。

＜主な内容＞

１．森林・山村多面的機能発揮対策交付金

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

（１）メインメニュー

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を国が支援。

ア　地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。

高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。

イ　森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。

（２）サイドメニュー

メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。

ア　教育・研修活動タイプ

森林環境教育及び上記ア、イの活動と併せて行う森林施業技術の向上に向けた研修活動等。

イ　森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。

ウ　機材及び資材の整備

上記（１）のア、イ及び（２）のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

補助率：定額、１／２、１／３以内（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は５００万円）
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会
都道府県

２．森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、新たに、**活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。**

（委託費
委託先：民間団体）

［お問い合わせ先：林野庁森林利用課　（０３－３５０２－００４８）］

森林・山村多面的機能発揮対策（平成29年度～平成33年度）

【平成29年度概算要求額　2，300（2，462）百万円】

背景　森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業　地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。

〔・補助率：定額　・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

【見直しのポイント】

〈採択に係る改善点〉

1　現場実態を踏まえた優先順位

（1）　長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択

（2）　活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定

2　活動の持続性

活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤 があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択

〈支援内容の改善点〉

3　教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施

〈評価に係る改善点〉

4　活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定

〔事業の内容〕

国 →【交付金】→ **地域協議会**：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成 ←【協議】→ 市町村

協定により活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ

里山林景観を維持するための活動（16万円/ha）

侵入竹の伐採・除去活動（38万円/ha）

森林資源利用タイプ

しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（16万円/ha）

サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

- 教育・研修活動タイプ
  森林環境教育の実践。
  5万円/回：年度内の上限12回
- 森林機能強化タイプ
  路網の補修・機能強化等。
  1千円/m
- 活動の実施に必要な機材及び資材の整備
  1/2（一部1/3）以内

※　自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の検証等

活動の成果の検証（モニタリング調査等を含む）

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">水産多面的機能発揮対策</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">水産庁計画課</td><td colspan="3">03-3501-3082</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">水産庁計画課(03-3501-3082)</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>28 の内数</td><td>28 年度
予算額</td><td>28 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">漁業者、住民、NPO 等で組織する活動組織</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県ごとに設置される地域協議会</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇山林・漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 32 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者・住民・NPO 等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する地域の活動を支援する。</td></tr>
</table>

水産多面的機能発揮対策（継続）

１　趣　旨

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟等の保全や海難救助等の多面的機能を有しているが、漁村人口の減少・漁業者の高齢化等により、多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、環境･生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

２　事業内容

（１）水産多面的機能発揮対策事業

（支援メニュー）

①　環境・生態系保全

ア　水域の保全：藻場の保全、サンゴ礁の保全及び種苗放流等

イ　水辺の保全：干潟等の保全、ヨシ帯の保全、漂流漂着物堆積物処理及び内水面の生態系の維持・保全等

②　海の安全確保：国境・水域の監視及び海難救助等

※　多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）

：漁村文化にかかる取組については、上記①又は②の活動にあわせて多面的機能の理解・増進につながる教育・学習の取組を実施する場合に支援

（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し、交付金交付事務等を行う。

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解促進を図るための啓発・普及、講習会、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析・評価を行う。

３　委託先及び事業実施主体

（１）水産多面的機能発揮対策事業

事業実施主体：地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

委託先：民間団体等

４　事業実施期間

平成28年度～平成32年度

５　平成29年度概算要求額（前年度予算額）

（１）水産多面的機能発揮対策事業

２，７００，０００千円（２，７００，０００千円）

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

１００，０００千円（１００，０００千円）

６　補助率等

（１）水産多面的機能発揮対策事業

①　環境・生態系保全

定額（１／２相当）

②　海の安全確保

定額

（ただし、資機材の整備については、１／２以内）

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

委託

７　担当課

水産庁計画課　０３－３５０１－３０８２（直）

水産多面的機能発揮対策 （平成29年度予算概算要求額：２，８００（２，８００）百万円）

第２期対策
（平成28年度～32年度）

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

①　環境・生態系保全

ア 水域の保全
- 藻場の保全
- サンゴ礁の保全
- 種苗放流　　等

イ 水辺の保全
- 干潟の保全
- ヨシ帯の保全
- 漂流漂着物処理
- 内水面の生態系の維持保全　　等

②　海の安全確保

- 国境・水域の監視
- 海難救助　　等

※多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）
漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援

藻場の保全（母藻の設置）

干潟の保全（干潟の耕うん）

国境の監視

サンゴ礁の保全（オニヒトデの駆除）

内水面の生態系の維持・保全・改善（河川清掃）

海難救助（訓練）

【補助率】
①定額（１／２相当）
②定額（ただし、資機材については１／２以内）

【事業の仕組み】

水産庁 → 交付 →

地域協議会
- 都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- 活動組織の指導、交付金の管理等

→ 交付 →

活動組織
- 漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- 活動項目を選択し、実施

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">生物多様性保全推進支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">環境省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室</td><td colspan="3">03-5521-9108</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">環境省の各地方環境事務所</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>29 年度要求額</td><td>0.75</td><td>28 年度予算額</td><td>0.75</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO 法人、民間企業等で構成される協議会</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">環境省の各地方環境事務所</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇その他</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">地域における生物多様性の保全･再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生）に対し、国が経費の一部を交付する。</td></tr>
</table>

生物多様性保全推進支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存

・国内希少野生動植物種 **175種**（H28.4.1 時点）
(2020年までに300種の新規指定を目指し、毎年40種程度を追加予定）
・絶滅危惧種　**3,596種**

外来生物対策

・全国に蔓延する多様な外来種
　特定外来生物　**110種類**
（ゴケグモ属を新たに追加）

重要地域の保全・再生

・全国各地に存在する生物多様性保全上重要な地域
・地域の自然的・社会的条件に応じた保全・再生の取組が必要

■全てを国が直接対応することは困難　　**■地域の主体的な取組が不可欠**

地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の支援

生物多様性保全推進支援事業 （交付金 ： 国費1／2以内）

国

↓ 交付金

地域生物多様性協議会

（地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される）

事業内容

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
（下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの）

①国内希少野生動植物種等対策
　種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

②特定外来生物防除対策
　外来生物法に基づく特定外来生物の対策

③生物多様性保護地域保全再生
　自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法など法律等で指定された保護地域における保全再生

全国各地で地域の自立した活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">地域活性化に向けた協働取組の加速化事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">環境省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">総合環境政策局環境経済課民間活動支援室</td><td colspan="3">03-3406-5181</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">地球環境パートナーシッププラザ</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>0.7</td><td>28 年度
予算額</td><td>0.7</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">自治体、企業、地域住民等と協働取組を行う NGO・NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">環境省各地方環境事務所</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇その他</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">平成 23 年 6 月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成 24 年 10 月から完全施行されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」（H25.6.14 閣議決定）において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしている NPO の活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO 等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。</td></tr>
</table>

様式６

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成29年度要求額
72百万円（72百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

・環境教育等促進法において、持続可能な社会の構築のため、多様な主体が適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して環境保全活動等を行う協働取組の重要性が明記
・「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、特色を活かした地域づくりのために、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記

事業概要

地域毎に、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の基で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開する。具体的には、事業を公募し、採択した事業を各地方環境事務所と地域の中間支援祖組織（地方EPOを想定）が支援しながら協働の取組を推進する。

事業スキーム

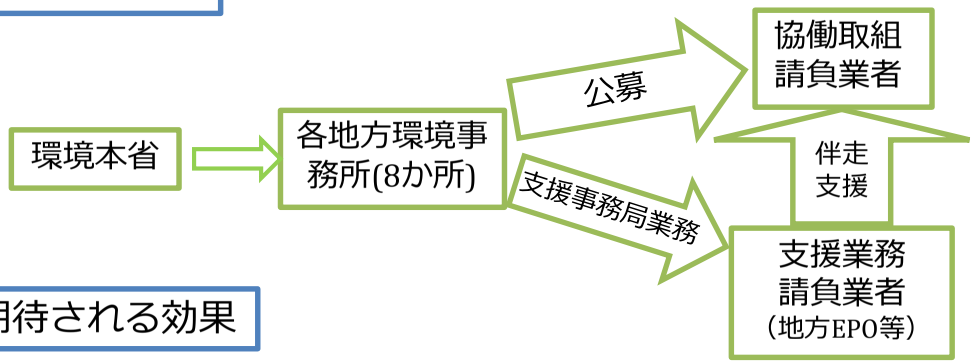

期待される効果

・地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られる。
・地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

イメージ

背　景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6年14日）

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。

効　果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課		03-3502-8065		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	29 年度要求額	1,280 の内数	28 年度予算額	1,067 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	－	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

農山漁村地域整備交付金（公共）
【１２７，９８０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

（国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等）

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（内閣府）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））</td><td colspan="2">03-5545-7370
（03-6257-1514）</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="4">岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>29 年度
要求額</td><td>2.0</td><td>28 年度
予算額</td><td>2.0</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="4">被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等</td></tr>
<tr><td colspan="2">NPO 等による申請先</td><td colspan="4">岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">その他</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">29 年度</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※1や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組※2に対して支援を行う。
※１　被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組
※２　復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）</td></tr>
</table>

ＮＰＯ等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業

平成29年度概算要求額：２．０３億円（継続）【復興庁一括計上予算】

○ 被災地では、仮設住宅から災害復興住宅への移転や、仮設住宅の集約が進む中、地域コミュニティ再建等が喫緊の課題となっており、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題

○ このような状況の中、被災地等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進することにより、復興・創生を行っていくことが必要

以下のような、ＮＰＯ等の絆力を活かした行政の手の行き届かないきめ細かな復興・被災者支援の取組、復興・被災者支援を行うＮＰＯ等の絆力を強化するための取組に対して支援

① 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組

事例：電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援

② コミュニティ形成等の復興に向けた取組

事例：仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地におけるコミュニティの形成を推進

③ 原子力災害からの復興に向けた取組

事例：避難した方々の帰還に向けた家の片付けや敷地の整備を支援

④ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をサポートする中間支援の取組

事例：復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応

⑤ 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者（民間企業、学識経験者、専門家等）や他団体等と結びつくためのマッチング・交流、NPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報収集・提供等を実施（各県が実施）

（実施スキーム）

内閣府 → 交付金 → 岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

（補助率：2/3以内、ＮＰＯ等の事業者負担：1/10以上（①～④））